

国立大学法人宇都宮大学におけるハラスメントの 防止等に関する規程

制 定	平成16	規程第19号
一部改正	平成18	規程第6号
〃	平成18	規程第78号
〃	平成18	規程第84号
〃	平成19	規程第10号
〃	平成19	規程第19号
〃	平成22	規程第16号
〃	平成22	規程第96号
〃	平成23	規程第27号
〃	平成26	規程第18号
〃	平成27	規程第46号
〃	平成28	規程第20号
〃	平成29	規程第30号

目次

第1章 総則（第1条－第5条）
第2章 宇都宮大学ハラスメント防止委員会（第6条－第11条）
第3章 ハラスメント調査委員会（第12条－第15条）
第4章 相談員（第16条－第17条）
第5章 その他（第18条－第22条）
附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、国立大学法人宇都宮大学（以下「本学」という。）におけるハラスメントの防止及び排除に関し、必要な事項を定めることにより、本学の良好な教育研究環境を維持するとともに、職員の職務能率の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 ハラスメント セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント及びその他のハラスメントをいう。
- 二 セクシュアル・ハラスメント 相手を不快にさせる性的な言動で、行為者本人が意図すると否とにかかわらず、相手方にとって不快な言動として

受け止められる行為をいう。

三 アカデミック・ハラスメント 行為者本人が意図すると否とにかかわらず、教育・研究の場において、職務上の地位若しくは権限又は事実上の上下関係を不当に利用し、学生等や他の職員に対して行う教育研究上の不適切な行為をいう。

四 パワー・ハラスメント 行為者本人が意図すると否とにかかわらず、職務上の地位若しくは権限又は事実上の上下関係を不当に利用し、他の職員に対して行う就労上の不適切な行為をいう。

五 その他のハラスメント 他の職員及び他の学生等に対して、個人的属性等を理由に不適切な言動又は差別的な取扱いを行うことにより、職員及び学生等に精神的苦痛を与えることをいう。

六 ハラスメントに起因する問題 ハラスメントのために就労又は修学上の環境が害されること及びハラスメントへの対応に起因して、就労又は修学上の不利益を受けることをいう。

七 職員 本学に就労する全ての者をいう。

八 学生等 幼児、児童、生徒、学部学生、大学院学生、科目等履修生、研究生等本学で修学する全ての者をいう。

九 関係者 学生等の保護者、関係業者等職員又は学生等と就労又は修学上関係を有する者をいう。

十 所属の長 学部（研究科を含む。）、学部附属施設及び附属学校、学内共同施設、附属図書館、監査室、企画広報部、総務部、財務部、学務部及び学術研究部のそれぞれの長をいう。

（学長の責務）

第3条 学長は、本学におけるハラスメントの防止等に努め、これを統括し、問題が生じた場合には、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

2 学長は、前項の責務を遂行するにあたり、必要に応じて所属の長及び第6条に規定する宇都宮大学ハラスメント防止委員会に指示を与えるものとする。

（所属の長の責務）

第4条 所属の長は、ハラスメントの防止及び排除に努め、ハラスメントに起因する問題が生じた場合は、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(職員及び学生等の責務)

第5条 職員及び学生等は、ハラスメントのない健全で、かつ良好な教育研究環境を維持することに努めなければならない。

第2章 宇都宮大学ハラスメント防止委員会

(宇都宮大学ハラスメント防止委員会)

第6条 本学に、ハラスメントの防止等を図るため、宇都宮大学ハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）を置く。

2 防止委員会は、次の事項を審議し、学長に報告するとともに、必要に応じて提言を行う。

- 一 ハラスメントの防止等のための啓発活動及び研修の実施に関すること。
- 二 ハラスメントの相談体制に関すること。
- 三 ハラスメントに起因する問題についての事実関係の調査に関すること。
- 四 ハラスメントに起因する問題についての調停及び紛争解決に関すること。

五 その他ハラスメントの防止等に関し必要な事項

(組織及び運営)

第7条 防止委員会は、次の委員をもって組織する。

- 一 理事のうち学長が指名した者 1名（以下「理事」という。）
- 二 学長が指名した各学部（教職大学院及び学部附属施設を含む。）の責任教員である教授又は准教授 男性及び女性各1名
- 三 学長が指名した保健管理センターの責任教員 1名
- 四 総務部長
- 五 学務部長
- 六 その他学長が必要と認めた者（学外の者を含む。） 若干名

2 前項第2号、第3号及び第6号に掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第8条 防止委員会に委員長を置き、理事をもって充てる。

2 委員会に副委員長を置き、あらかじめ委員長の指名する委員をもって充てる。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行

する。

第9条 防止委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第10条 防止委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(委員に対する制限)

第11条 委員が、ハラスメントに関する事実調査の対象者となった場合は、審議には加わらないものとする。

第3章 ハラスメント調査委員会

(ハラスメント調査委員会)

第12条 防止委員会委員長は、ハラスメントに起因する問題について、その事実関係等の調査にあたるため、当該問題ごとにハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置くことができる。

2 調査委員会は、調査結果を1ヶ月以内に防止委員会委員長に報告しなければならない。ただし、1ヶ月以内に調査が完了しない場合において、やむを得ない事由があるときは、調査期間を延長することができる。

(組織及び運営)

第13条 調査委員会は、問題ごとに次の委員をもって組織する。

一 原則として当該問題に関わりのない部局等に所属する防止委員会委員の中から、防止委員会委員長が指名した者 若干名

二 その他防止委員会委員長が必要と認めた者（学外の者を含む。） 若干名

2 委員の任期は、当該問題に関する調査委員会の任務が終了するまでとする。

第14条 調査委員会に委員長を置き、あらかじめ防止委員会委員長が指名する委員をもって充てる。

2 調査委員会に副委員長を置き、あらかじめ委員長の指名する委員をもって充てる。

3 委員長は、調査委員会を招集し、その議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行

する。

第15条 委員は調査に際して、次の事項に注意しなければならない。

- 一 関係者の名誉、人権及びプライバシーに十分配慮しなければならない。
 - 二 相談等を申し出た者に対して、理由なく被害そのものを否定するような言動をしてはならない。
 - 三 当事者及び関係者に対し、不当に不利に扱う行為をしてはならない。
- 2 委員は調査に際して、二次被害の防止に努めなければならない。

第4章 相談員

(相談員)

第16条 本学に、ハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下「相談等」という。）に対応するため、相談員を置く。

- 2 相談員は、次の者とし、学長が指名する。
 - 一 各学部の責任教員 男性及び女性各1名
 - 二 保健管理センターの責任教員 1名
 - 三 看護師 1名
 - 四 教員及び看護師以外の職員 男性及び女性各3名
 - 五 その他学長が必要と認めた者（学外の者を含む。） 若干名
- 3 相談員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、相談員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 相談員は、防止委員会の委員を兼務することができない。

(相談員の任務)

第17条 相談員は、職員又は学生等並びに関係者から相談等の申し出があった場合は、速やかにこれを受け付けなければならない。

- 2 相談等は、複数の相談員で対応するものとし、うち少なくとも1名は相談等を申し出た者と同性とする。
- 3 相談等を受け付けた相談員は、適切な相談環境のもと、相談者の立場と状況に十分留意して、相談者の要望事項の確認にあたらなければならない。
- 4 相談員は、相談等の内容を防止委員会委員長に報告、提言するものとする。
- 5 相談員は、相談者の要望に従い、防止委員会委員長と連携を図り、当該問題を迅速かつ適切に解決するよう努めるものとする。
- 6 相談員は、必要に応じて相談員相互の連携を図り、相談等に対応するもの

とする。

- 7 相談員は、ハラスメントに関する研修又は説明会に参加し、ハラスメント及びハラスメントに起因する問題への理解を深めるよう努力しなければならない。

第5章 その他

(附属学校園の対応)

第18条 教育学部附属学校（園）におけるハラスメントの防止等に関する必要な事項は、教育学部長が別に定める。

(守秘義務)

第19条 ハラスメントに関する問題に携わる者は、当事者の名誉、人権及びプライバシーに十分配慮するとともに、任務遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その任務を退いた後も同様とする。

(不利益取扱いの禁止)

第20条 職員及び学生等は、ハラスメントに対する苦情・相談の申出、当該苦情・相談に係る調査への協力、その他ハラスメントに関して正当な対応をした者に対して、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

(庶務)

第21条 防止委員会に関する庶務は、総務部総務課において処理する。

(補則)

第22条 この規程に定めるもののほか、ハラスメントに関する必要な事項は、防止委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行後、第7条第1項第2号の規定により、最初に学長から指名された委員のうち1名の任期は、同条第2項本文の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。
- 3 平成16年4月1日以前に設置されている調査委員会に係る業務については、この規程にかかわらず当該業務が終了するまでの間、なお、従前の例による。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年11月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。